

またこれを撤去するにあたり等々どの規則を準じて規則にのっとるべきの許可を与えたのか、この点二番目をお願いしたいと思ひます。

市長 石川常太郎君 二番目をお願いします。

古い野水池でございませう、ゆづかの役場の補助金でほとんど地元の方が借出さぬ勘定奉行で造られた野水池だやうでございませう。地主さんとの土地の契約というものは何とほゞきりきりないといふところの一つの根本的の原因があると存じます。やゝ若き程申しあげましたようにお願ひいたしましたやうな野水池も申しかゝるべき契約をいたしましたと書えてあります。あの野水池につきましては地主さんかどうやうな腹めこそせよといふと、外にその付近に適當な土地をさがす見つけぬからといふ条件であの野水池を壊すことに許可、この場合許可といふといふ通りにほめるべきではないかと同意したわけでございます。ふございませうからあの付近

に地主さんが代りの土地を見つけるといふ条件になつておりますので、今年度は無理かと存じますけれどもあの付近に必ず造りたいと思つております。ほか現地のところ病院の門のところには造りましたのであの付近は心配はないといふ判断になつておるわけでございます。

三番 末木雄男君 どうか今度やういふ問題がある場合にはいかに許可条件と申しますか、必ず借地とその他の付近に、条件にあつた借地を出すから許可と与えらるゝ、やうな許可は許可と与えたいといふことになりませんかその点はいかがでしょうか。

市長 石川常太郎君 そのケースにどう違ふかと思

ひますけれども、柳通りの拡張に際しましてはあの地主さんには大変な協力をしたたけしております、いろいろやういふやうな許可するのと同じやうな場合野水池があつた好条件といふところ、外には見つけるといふことを承認したわけでございます、そのケースに

二に、おや、その原動力をばすは、政の組織、機構と
人事に、つゞく、の三点に、つゞく、お伺いいたします。

一、助役を置くのか、置かないのか、

二、初めに設けるべきは、何なのか、

三、初めに設けるべきは、何なのか、

以上、三点、お伺いします。助役の件に、つゞく、お伺い

る。七月一日、お二回、定例会におき、おや、その原動力をばすは、政の組織、機構と

人事に、つゞく、の三点に、つゞく、お伺いいたします。

一、助役を置くのか、置かないのか、

二、初めに設けるべきは、何なのか、

三、初めに設けるべきは、何なのか、

以上、三点、お伺いします。助役の件に、つゞく、お伺い

る。七月一日、お二回、定例会におき、おや、その原動力をばすは、政の組織、機構と

人事に、つゞく、の三点に、つゞく、お伺いいたします。

一、助役を置くのか、置かないのか、

二、初めに設けるべきは、何なのか、

三、初めに設けるべきは、何なのか、

以上、三点、お伺いします。助役の件に、つゞく、お伺い

る。七月一日、お二回、定例会におき、おや、その原動力をばすは、政の組織、機構と

人事に、つゞく、の三点に、つゞく、お伺いいたします。

一、助役を置くのか、置かないのか、

二、初めに設けるべきは、何なのか、

三、初めに設けるべきは、何なのか、

以上、三点、お伺いします。助役の件に、つゞく、お伺い

る。七月一日、お二回、定例会におき、おや、その原動力をばすは、政の組織、機構と

人事に、つゞく、の三点に、つゞく、お伺いいたします。

一、助役を置くのか、置かないのか、

二、初めに設けるべきは、何なのか、

三、初めに設けるべきは、何なのか、

以上、三点、お伺いします。助役の件に、つゞく、お伺い

る。七月一日、お二回、定例会におき、おや、その原動力をばすは、政の組織、機構と

人事に、つゞく、の三点に、つゞく、お伺いいたします。

(由長 佐川常太郎君を登壇)

由長(佐川常太郎君) 大正議員さんへの二質問にお答え
いたします。

オ一点助役を置くか置か否いかという二点でござい
ます。二の事は正にたい子と見つけると申すので
「オリ」でございします。たゞい子も物色中をござい
します。ほかほか適当な方を見つかうまいわけを
ございします。ほるべく置きたいと考えております。
たゞ今助役がほり二とにしろ別段不都合はあ
るべくありませんけれども、やはりおりした方がよろ
しいわけをございします。ほるべく早く置きたいと考
えております。ほかほか人選がほかとらほいわけを
ございします。

ほかほか理者につく子とほ橋本主査が代理者には
あるわけをございします。助役の不仕の場合またほ
り員の場合には………という二とに規則はほりあり

ますので、たゞい子役員でございしますのを橋本主査
が代理者になさるあります。

オ二点の御質問につきまことほ、たゞい子「御」を依
るといふおえはございしません。おきくみ子と、十
数人の議員の役場から二百三十人の議員の役場とは
り、大変下きわけにはなためけをございします。
全は組に自治体がやうでございしますけれども、昔から
するつきり同じ組織を参るという二とはほか別り
さいないものを感じてあるわけをございします。

最近各官利会社、企業におきまことほ変換があ
るやうでございしますけれども、自治体役場におきまこと
くも甲府とか千葉県のあつたにおきまこと改革があ
つたやうでございしますけれども、全般的にみまこと
大変組織が変る参りますたにおかめり下するつき
り昔と同じ組織という二とは大変疑問をもちあります
す。ほかほかよりまじい方法があるわけはという二とを

その方の取負を仕込んでいくのか一番早い人だといふこと
をどういふ。 事與そのように私も思ひます。 前々
も二れからかた分間にあつた人曰くソコニとせよと申し
てんかすか、例之は東はの用務にとも兼人の人せやう
くやめから教育せやるのか一番早い人曰くソコニとせよ
と申すか、ほむほどや見えすくやほりきりかほあき
と申すか、あきめけつと申す。 又どういふか、あきり新
しく入た取負あるいは若い取負はやはりかほり力を
つけずせんといふの課に示すとも両方の仕事はききす
人、やういふやうは意味を若い取負が独立したて
そも一人かた分を能く養育するやうは段階にな
つてあるといふことと申す。 又どういふか、本
年度は無理かと思ひますけれども何かの機会に二つに分
けたらと申す。 ありす。 又どういふか、
三上番(万石香休君) 助役の二とて、自治法と各例の二とて
ふすか、二れは私にや二とてはわかりせんか、自治法

を用ひてみずと置かばい場合は各例を教へ
んといふことか明記せあるんかすけれども、二れは
猶予期間ほどの位あるのか、いふたかめかたりお
えいただきたいと思ひます。 自治法の中にはやうい
ふか明記せありすのか、實際半手すといふのか、一
手すといふのかやういふ目とて法的な見解にふく二
たいと思ひます。

議長(田村匡雄君) 暫時休憩したります。

早九時四十九分休憩
早九時五十分由議

議長(田村匡雄君) 休憩中に引き続き公議を申す。

議長(田村匡雄君) 三十二番議員の質問に答へる。

議長(石川常太郎君) お答へいたします。
法的に申し示す助役を初色ゆつと申すとは